

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、大和郡山市長から次のとおり公共測量を実施することについて通  
知がありました。

平成二十六年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 大和郡山市内一円
- 三 測量の期間 平成二十五年八月二十四日から同年九月三十日まで